

生分解性試験(1.0 版)

本資料は、林野火災用消火薬剤の評価ガイドラインに基づく生分解性試験の手順を示すものである。なお、本資料の作成に当たっては、米国農務省（USFS）の STP-1.4 の例によることを基本としつつ、試験方法等について、必要に応じて国内の基準に合わせたものとしている。

1 概要

消火薬剤の生分解性を OECD（経済協力開発機構）テストガイドラインの試験方法により確認する。

2 対象

- 泡消火薬剤・浸潤剤（濃縮物）
- ゲル剤（濃縮物）

3 試験方法

濃縮物について、OECD TG301A から 301F に規定された試験方法のいずれかにより行うものとし、消火薬剤の性状に応じて適切な試験方法を選択する。

なお、本試験においては、生分解率が 28 日間で 60%に達しなかった場合、最長 42 日間まで試験期間を延長できる。

4 判定基準

消火薬剤の種類に応じ、判定基準は下表に示すとおりとする。

消火薬剤	判定基準
泡消火薬剤・浸潤剤	易分解性又は生分解性を有すること
ゲル剤	判定基準なし（測定結果を記載）

※1 本試験にあつては適切に実施できる体制等を確保することで足りるものである。すなわち、本ガイドラインにおいては、特定の試験機関（例えば、GLP 適合試験施設等）での実施を求めるものではない。

※2 本試験は消火薬剤を試料として行うものであり、その含有成分である個々の化学物質を試料として行うものではない。

※3 易分解性とは、本判定基準において、28 日間以内に生分解率が 60%以上となることをいう。

※4 生分解性とは、本判定基準において、28 日間以内に生分解率が 60%に達しない場合、42 日間まで試験期間を延長し、その期間内に 60%以上となることをいう。

変更履歴表

版数	年月日	変更箇所：変更内容
1.0	2026/7/22	新規作成